



国土動指第35号
令和元年8月30日

一般社団法人マンション管理業協会理事長 殿

国土交通省土地・建設産業局不動産課長



社会実験に伴うマンションの管理の適正化の推進に関する法律第72条に規定する
重要事項の説明等について

貴協会においては、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）第72条に基づき管理業務主任者が行う重要事項の説明等に係るテレビ会議システム等のITを活用した社会実験を実施するにあたって、下記について、遺漏のないよう取り計らわれない。

また、社会実験に伴い、各地方支分部局主管部長あて、別添のとおり通達したので参考にされたい。

記

- 1 貴協会が作成したガイドラインに基づき社会実験が実施されるよう、社会実験に参加するマンション管理業者に対して適切な助言等を行うこと。
- 2 社会実験を実施する中で、法の適用についての疑義等があれば、必要に応じて国土交通省と協議しながら実施すること。
- 3 社会実験に参加するマンション管理業者、社会実験に関係する管理組合や管理組合毎の実施内容等を把握するとともに、それらを集計し国土交通省へ報告すること。

(添付資料)

○社会実験に伴うマンションの管理の適正化の推進に関する法律第72条に規定する重要事項の説明等について